



お知らせ『りしり富士』

第 580 号 No1
令和 2 年 6 月 24 日発行
(編集：企画政策課)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の国民健康保険税の減免について
会計課税務こくほ係

■新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯は、申請により「国民健康保険税」の減免が受けられます。

【対象となる世帯】

1. 罹患世帯：全額免除
2. 減収世帯：以下の要件（生計中心者）をすべて満たすもの
 - 今年の見込み事業収入等の減少額が、前年のその収入の「3 割以上」である。
 - 前年の合計所得が「1,000 万円以下」である。
 - 減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得額の合計が「400 万円以下」である。

【減免額】

1. 減免割合（生計中心者の前年合計所得が・・・）

生計中心者の 前年合計所得	300 万円 以下	400 万円 以下	550 万円 以下	750 万円 以下	1,000 万円 以下
減免割合	全部 (※)	8 割	6 割	4 割	2 割

※事業廃止または失業の場合は、前年合計所得にかかわらず全額

2. 減免額の計算

○ 減免額 = (税額) × (前年所得) ÷ (世帯全所得) × 減免割合

■計算例

- ① 生計中心者の事業所得が「350 万円」のみの世帯の場合
- ② 生計中心者の事業所得が「350 万円」と配偶者の給与所得が「100 万円」の世帯の場合

※ 税額を 30 万円

※ 減免割合は 8 割（前年の所得）

	税額×	前年所得÷	世帯全所得×	減免割合=	減免額
① の場合	300,000	3,500,000	3,500,000	80%	240,000
② の場合	300,000	3,500,000	4,500,000	80%	186,667

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができますようになります。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

■ 対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により

令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

■ 対象となる地方税

- ・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、地方法人二税、固定資産税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象となります。
- ・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

■ 申請手続等

- ・ 関係法令の施行から2か月後、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いいたします。

詳細につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

利尻富士町役場会計課税務こくほ係

【電話】0163-82-1111（代表）

介護保険料の減免（コロナウイルス関連）について

福祉課福祉介護係

新型コロナウイルスの影響により、一定程度収入が下がった第1号被保険者（65歳以上の被保険者）に対して、令和2年度分の介護保険料が減免（減額）されます。

対象と思われる方は、福祉課福祉介護係（介護保険担当）までご相談ください。

1. 対象者：属する世帯の生計を主として維持している方

2. 減免の内容

- ・新型コロナウイルス感染症により死亡又は重篤な病床を負った場合「全額」
- ・収入の減少が見込まれる場合「全額から8割」
（※収入減とは…前年の事業収入等の額が3/10以上の減少）

3. 減免の方法：令和3年2月分の特別徴収（年金天引き）又は普通徴収にて減免（予定）
※合計所得金額などの計算がありますので、お気軽に担当までお問い合わせください。

【お問い合わせ】利尻富士町福祉課福祉介護係 ☎82-1113

自衛官採用試験のご案内

自衛隊稚内地域事務所

令和3年3・4月採用の自衛官等の採用試験を行います。

種目（受験年齢）	採用種目の概要	試験日	受付
自衛官候補生 【男子・女子】 (18才～32才未満)	陸は2年、海・空は3年（自衛隊候補生の3か月間含む）の任期制隊員コース。入隊して3か月間は自衛官候補生として経験を積み、その後2等陸・海・空士に任命されます。任期終了後は民間企業への就職か、継続任用が選択できます。選抜試験に合格すれば曹への昇任も可能です。	受付時にお知らせします。	年間を通じて行っております。
一般曹候補生 【男子・女子】 (18才～32才未満)	部隊の中核である曹を養成するコース。陸・海・空の各部隊で経験を積み、入隊後、2年9か月以降、選考により曹へと昇任します。 月額：179,200円 賞与：年2回(6月、12月)	1次試験 9/18～20 (内1日)	7/1～ 9/10
航空学生 【男子・女子】 海(18才～23才未満) 空(18才～21才未満)	航空自衛隊のパイロット・海上自衛隊のパイロット及び戦術航空士を目指す幹部自衛官養成コース。高校卒業後、最も早く機長として活躍できます。 月額：179,200円 賞与：年2回(6月、12月)	1次試験 9/22	7/1～ 9/10
その他採用試験科目	防衛大学校学生（推薦、総合選抜、一般） 防衛医科大学校学生 防衛医科大学校看護学科学生（自衛官候補看護学生） 陸上自衛隊高等工科学校生徒（推薦、一般） 予備自衛官補（一般、技能） ※予備自衛官補は、一般の社会人や学生といった自衛官未経験者を「予備自衛官補」として公募、採用し教育訓練終了後、「予備自衛官」として任用する制度です。		

■問い合わせ先

自衛隊稚内地域事務所 電話 0162-23-2721（稚内市大黒4丁目6番34号）

◎マイナポイント事業とは？

マイナンバーカードを取得し、かつマイナポイント予約（マイキーID 設定）をした方へ、この事業に対応したキャッシュレス決済サービスの利用（チャージまたは購入）額に対して、25%分のポイント（上限 5,000 円）が付与される事業です。

例）キャッシュレス決済サービスで 20,000 円をチャージ→5,000 円分のポイントが付与

◎マイナポイントとは？

申込の際に選択いただくお好きなキャッシュレス決済サービス（クレジットカードやOOPay等）のポイントとして付与されるものです。選択いただいた決済サービスが利用できる店舗でのお買い物に利用できます。付与までの流れにつきましては下記をご覧ください。

※マイナンバーカードへ直接ポイントが付与されるものではありません！

◎マイナポイントが付与されるまで

STEP① マイナンバーカードを取得します（すでにお持ちの方はSTEP②へ）

個人番号カード交付申請書を使用して郵送又はスマートフォン等から申請します。

※申請いただいてから交付ができるようになるまで約 1 ヶ月程度時間がかかりますので、お早めの申請手続きをおすすめいたします！

STEP② マイナポイントの予約（マイキーID 設定）を行います

お持ちのスマートフォンからアプリをインストールして予約を行います。

※お持ちのスマートフォンが公的個人認証サービスに対応している必要があります！

IC カードリーダーライターをお持ちの方はパソコンからの予約も可能です。

公的個人認証サービスの対応機種や詳しい予約方法につきましては、総務省のマイナポイント事業ホームページをご覧ください。（下記 QR コードよりご覧になれます）

☆福祉課及び鬼脇支所の窓口に設置しているマイナポータル端末からも予約を行うことができます。職員がお手伝いをしますので、お気軽にお声かけください！

※マイナポイントの予約者数が国の予算上限に達した場合にはマイナポイントの予約が締め切りとなる場合がありますのでご注意ください。

STEP③ マイナポイントの申込を行います（令和2年7月～）

7月より、マイナポイントアプリまたは決済サービスアプリから利用先を選択して申込を行うことが可能となる予定です。（申込方法は選択した決済サービスにより異なります。）

申込した決済サービスにつきまして、令和2年9月1日から令和3年3月31日までに利用（チャージまたは購入）した分がポイントの付与対象となります。

※利用イメージ



さらに詳しく知りたい方は、右の QR コードを読み取ってご覧ください！
▶総務省のマイナポイント事業ホームページへつながります。





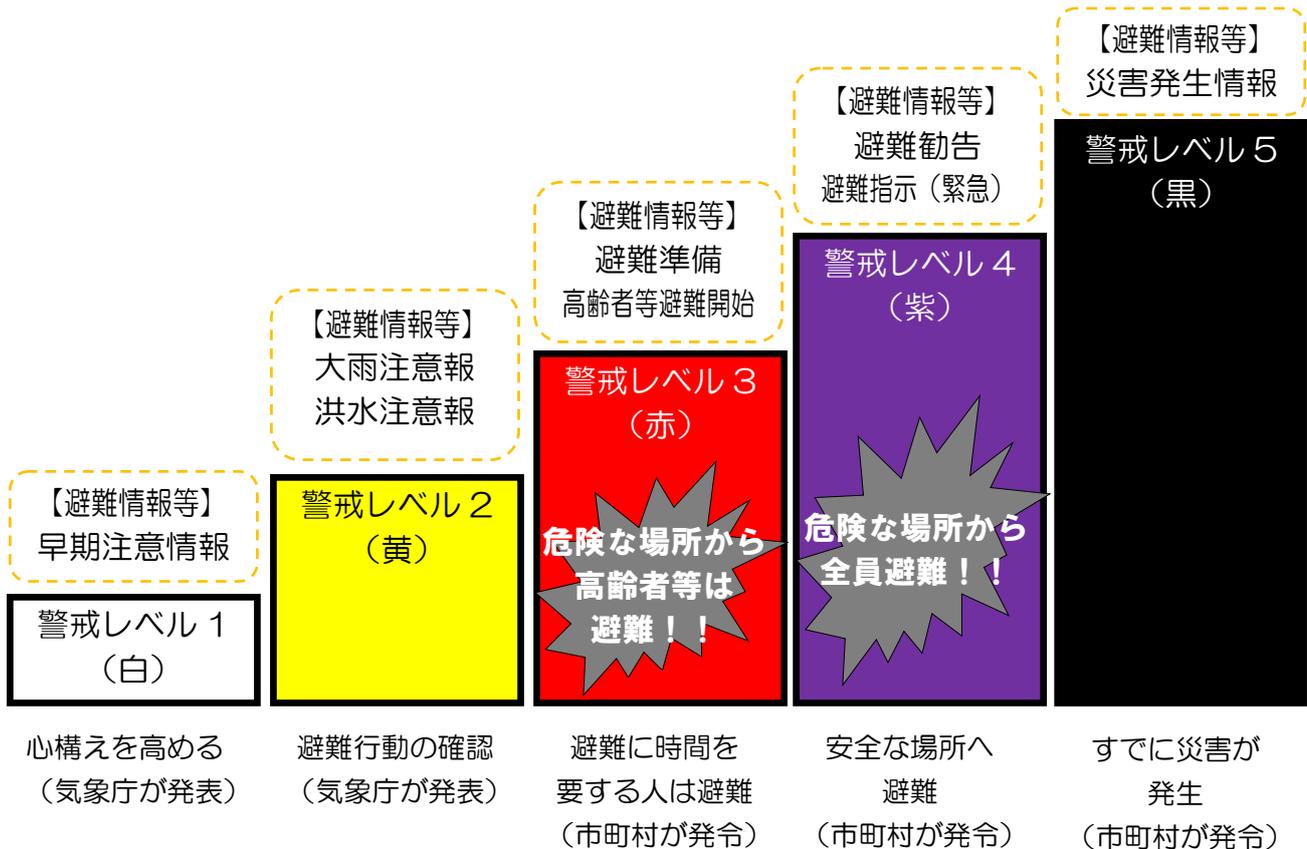
お知らせ『りしり富士』

第580号 No2
令和2年6月24日発行
(編集：企画政策課)

大雨の警戒レベルの配色及び呼びかけの内容が変更となります！

企画政策課

昨年6月から5段階の「警戒レベル」を用いた避難情報が発令されることとなっておりますが、今回、国において大雨の警戒レベルをわかりやすく伝えるために、5色の配色と呼びかけの内容について下記の通り変更となり、今後、災害時には町からもこれらを用いてIP告知端末等を利用して発信いたしますので、お知らせいたします。



※避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。

安全な場所にいる人は、避難をする必要はありません。

※警戒レベル5については、すでに災害が発生している状況です。

町で災害発生を把握した場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず出される情報ではないので、ご注意ください。

フェリー運航ダイヤの変更について

企画政策課・ハートランドフェリー

フェリーの運航ダイヤについては、新型コロナウイルス感染症の影響により6月30日(火)まで減便となることでお知らせしておりましたが、7月1日(水)から10月31日(土)までの期間においても、引き続き減便体制となります。

つきましては、変更後の時刻表を一緒に配布しておりますので、お間違いのないようお願いいたします。

なお、11月1日(日)からのダイヤについては、あらためてお知らせいたします。

高齢者運転講習時におけるタクシーチケットの交付について

利尻富士町交通安全協会

利尻富士町交通安全協会では「北都ハイヤー株式会社（稚内市）」と連携し、運転免許高齢者（70歳以上）講習受講時の稚内フェリーターミナル～稚内ドライビングスクール間のタクシー運賃を貸切料金として、下記料金で乗車できることとなっております。

この助成制度は、利尻富士町交通安全協会が発行する「チケット」をお持ちの方に限るもので、今後高齢者講習を受講される方はぜひご利用ください。

【タクシー料金】

4月 1日～11月24日（夏期料金） 片道3,100円（税込）

11月25日～ 3月31日（冬期料金） 片道3,700円（税込）

※夏、冬料金とも通常運賃より1,000円程度割引となります。

【対象区間】

稚内フェリーターミナル（稚内駅周辺）から稚内ドライビングスクール間

【利用可能なハイヤー会社】

北都ハイヤー株式会社（乗車後チケットを渡す）

【割引チケット交付方法】

平日役場 2F 企画政策課、鬼脇支所窓口において、希望者へタクシーチケットを交付（土日祝祭日は、役場窓口のみ）

運転免許証自主返納者に対する感謝状の贈呈及び移動支援について

利尻富士町交通安全協会

利尻富士町交通安全協会では、運転免許証自主返納した方へ、感謝状の贈呈及び移動の支援を実施しております。

【運転免許証自主返納制度について】

○運転免許証自主返納とは？

高齢などの理由により、もう運転をしないので運転免許証を返したいという方が、申請により運転免許証を返納する制度です。

（有効期限が切れ失効した場合は対象になりません）

○免許返納の手続きについて

お近くの駐在所で運転免許証の返納手続きを行ってください。

また、身分証明証として「運転経歴証明書」を発行することができますので、希望する方は下記の物を持参の上手続きを行ってください。

【必要な物】

1. 印鑑 2. 運転免許証 3. 手数料 1,100円 4. 顔写真（縦3cm×横2.4cm）

※手数料と顔写真は運転経歴証明書交付申請の際に必要です。

【感謝状贈呈及び移動支援について】

○感謝状

利尻富士町民が運転免許証を、有効期限以前に返納した方は、感謝状を贈呈します。

○移動支援

交通機関等を利用するための移動支援として、感謝状に添えて記念品1万円を贈呈します。

また、町の補助として70歳以上の方に年間パス（老人バス利用定期券1,000円）がありますので、ご活用ください。（移動支援として、パス10年分の支援となります）

詳しくは、利尻富士町交通安全協会事務局（役場企画政策課 電話 82-1112）までご連絡ください。



お知らせ『りしり富士』

第 580 号 No.3
令和 2 年 6 月 24 日発行
(編集：企画政策課)

温泉プール「湯泳館」の健康運動器具更新のお知らせ

産業振興課商工観光係

温泉プール「湯泳館」では、この度「健康運動器具」の一部を更新致しましたので、この機会にぜひご活用ください。

【温泉プール湯泳館 更新器具】

◎ハイドロトーンパット、ハイドロトーンストラップ

足に装着するタイプの道具です。水中ウォーキング等に適しており、より強度の高い運動レベルで全身の引き締め（脂肪燃焼）と持久能力の向上を同時に得ることができます。

◎浮島

正方形（100 cm×100 cm）のスポンジ製の浮島です。
子供たちに大人気の遊具です。



◎アクアグローブ

水かきのついた水泳手袋です。

水中ウォーキングや水中エアロビクスなどのアクアエクササイズに適しており、水が体に与える抵抗力を大きくする事で運動量を増やす事ができます。

※間違った使用法は怪我や事故の原因となります。

正しく使用し、適度な休憩をとって楽しいプールライフをお過ごしください。

手作りマスク大募集！！

利尻富士町社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染症が長期化している中、新しい生活様式の実践に向けて、私たちのライフスタイルも変化しています。咳エチケット（マスクの着用）についても新しい生活様式のひとつです。社会福祉協議会では、手作りマスクを募集しマスクが不足して困っている方へ配布をしたいと考えています。手作りマスクを作ってください方、マスクが不足している方がいましたら、下記までご連絡ください。

一丸となって安心して生活できるまちを目指しましょう！！

お問い合わせ先 社会福祉協議会 ☎82-2791
お気軽にお問い合わせください。お待ちしております！

